

運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団生和会が開設する福山リハビリテーション病院居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、居宅において要介護状態にある高齢者(以下「利用者」という。)の依頼を受け、その心身の状況、置かれている環境、利用者及びその家族の希望等を勘案し、居宅サービス計画を作成するとともに、計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行なうとともに、利用者が介護保険施設の入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介等の便宜の提供を行なうことを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス・介護保険サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう援助を行う。

2. 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類、特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行う。また、医療機関、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、居宅サービス事業者等との連携に努めるものとする。

(事業所の所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 福山リハビリテーション病院居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 福山市明神町二丁目 15 番 41

(従業者の職種・員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者1名(常勤・兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なう。
- (2) 介護支援専門員 4名以上(常勤・内1名管理者との兼務)
介護支援専門員は指定居宅介護支援の提供に当たる。

(事業所の営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～土曜日までとする。
但し国民の祝日、12月31日～1月3日は休日とする。

(2)営業時間 8:30~17:30まで
但し土曜日は12:30まで

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

指定居宅介護支援は、利用者及びその家族、或いは利用者の後見人に対して、本規程及び利用申し込み(事業者の種類、事業者の選択と自己決定の参考となる文書を含む)書面を渡し、必要事項を説明し、居宅介護支援のサービス提供の同意を得て、契約を結び、本サービスを実施する。

2. 利用者の相談を受ける場所 事業所の相談室・利用者宅等
3. 使用する課題分析票の種類 福山リハビリテーション病院居宅アセスメント様式
4. サービス担当者会議の開催場所 事業所の相談室・利用者宅等
5. 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低1回以上／月
6. 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。
 - ア. 介護認定の代行申請
 - イ. アセスメント
 - ウ. 居宅サービス計画作成
 - エ. サービス担当者会議の招集・開催・照会
 - オ. サービス調整
 - カ. モニタリング
 - キ. その他居宅介護支援に係わる相談、情報提供、支援
 - ク. 支援経過の記録整備

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとする。

2. 通常の事業の実施地域以外の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費はその実費を徴収する。ただし自動車を使用した場合は、通常の事業実施地域を越えた地点から路程1キロメートルあたり20円を実費として徴収する。
3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は、記名押印を受けることとする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業実施地域)

第9条 事業所の通常の事業実施地域は福山市内とする。

(苦情・ハラスメント処理)

第10条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はその家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
3. 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービスまたは指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。
4. 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の適正化)

第12条 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(事業継続計画)

第13条 業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第14条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は介護支援専門員の質的向上を図る為、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 介護支援専門員現任研修・更新研修

(2) 福山市地域包括支援センターの開催する研修

(3) その他

2. 従業者は職務上知り得た秘密を保持する。また従業者でなくなった後も、これらを保持させる為、雇用時、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

3. 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間は保存するものとする。

4. この規程に定める事項の他、事業所の運営に関する重要事項は、医療法人社団生和会及び法人本部と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は 平成24年5月1日より実施
 平成26年3月1日より一部改正
 平成26年4月1日より一部改正
 平成27年9月1日より一部改正
 平成29年3月16日より一部改正
 平成29年5月1日より一部改正
 平成29年8月1日より一部改正
 平成30年9月1日より一部改正
 令和2年8月1日より一部改正
 令和2年12月1日より一部改正
 令和4年9月1日より一部改正
 令和6年4月1日より一部改正
 令和7年12月1日より一部改正